

島根県障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業概要

平成 30 年 4 月制定

令和 2 年 9 月最終改正

1 事業内容

県内の指定障害福祉サービス事業者等に雇用される職員の専門性向上を図るため、該当事業者等が運営する指定障害福祉サービス事業所等で直接処遇職員として現に従事している職員（以下「現任職員」という。）が下記3に定める研修を受講する際に必要となる代替職員の確保等に係る経費を補助する。

2 補助対象事業者

県内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を営業者、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設を営業者。

3 対象となる研修

県または県が認定した登録研修機関において実施する喀痰吸引等研修。

4 対象費用

次の（1）及び（2）

（1）直接雇用する代替職員に係る給料（賃金）、手当及び社会保険料

（2）労働派遣事業者から派遣をうける代替職員にかかる労働者派遣料

なお、補助対象とする雇用期間は、現任職員が研修に派遣される日の全部が含まれるもの。

5 対象職員

現任職員とする。

6 現任職員の研修派遣

・代替職員は、現任職員の研修派遣にあたって該当現任職員を代替することを目的に新規に雇用され、又は労働者派遣事業者から新規に派遣される職員であること。

・職員が研修を受講する日は勤務扱い（研修等、有給扱い）とすること。

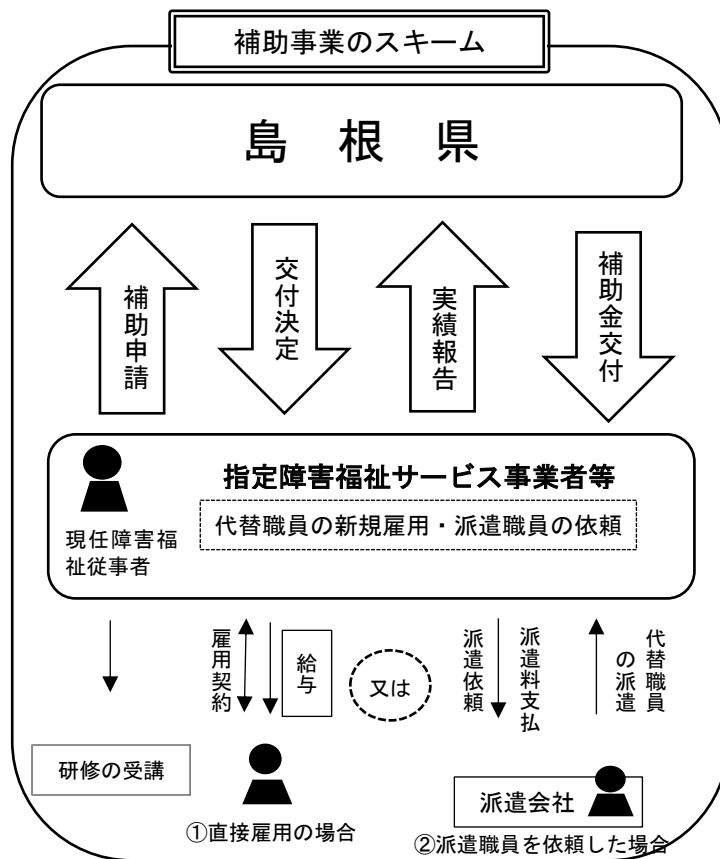
・当該年度の3月までに研修を修了の上、県へ該当受講者に係る認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び該当受講者が従事している事業所等に係る登録特定行為事業者の登録申請または登録変更申請をすること。

7 補助基準額

260,000 円

8 補助金交付申請の手続き

（1）補助金交付申請書の提出



本事業の実施希望者は、島根県障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書等を提出していただきます。

(2) 補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書等を受理し、補助金の交付決定後に、補助金交付決定通知書を送付します。なお、通知書受理後、事業着手が可能となります。

(3) 実績報告書の提出

補助事業者は、事業終了後30日以内又は当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに実績報告書を作成、提出していただきます。

(4) 補助事業の完了検査及び補助事業額の確定

実績報告書の内容を審査した上、補助事業が適正に実施されていると確認された後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。

(5) 請求書の提出

補助金確定通知書を受理後、補助金の請求書を提出していただきます。

(6) 補助金の支払い

補助金の請求書を受理後、補助事業者に対して補助金を支払います。(口座振込)

9 提出先及び提出方法

提出書類を島根県健康福祉部障がい福祉課へ持参または郵送により提出してください。

(書類様式は、県ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/kakutankyui/nsokushin.html> からダウンロードしてください。)

なお、提出された書類は返却しません。

また、受付後に事業内容の確認のためご連絡することがあります。

10 お問合せ・申請書類等提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部障がい福祉課

療育・相談支援グループ

TEL: (0852) 22-6527

FAX: (0852) 22-6687